

第54回三重県国土利用計画審議会議事録

日時：平成30年5月28日（月）15：30～17：00

場所：JA三重ビル本館 5階 大会議室

出席委員

浅野 聡	三重大学大学院工学研究科准教授
池田 太一	不動産鑑定士
上尾 欽吾	三重県林業研究グループ連絡協議会
鵜飼 みわ	三重県農村女性アドバイザー
数馬 桂子	四日市商工会議所女性部会長
北村 亨	三重交通株式会社専務取締役
木村 京子	三重県環境学習情報センター副センター長
志治 優美	エンパワメントみえ代表
白鳥 敏夫	NACS-J自然観察指導員
新海 洋子	特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ理事
菅尾 悟	公益社団法人三重県宅地建物取引業協会会長
本部 賢一	四日市大学総合政策学部准教授

(50音順)

審議事項

第1号議案

三重県土地利用基本計画の変更について（原案）【計画書】

第2号議案

三重県土地利用基本計画の変更について（案）【計画図】

1 開会

委員 11 名の出席を確認し、開会（残り 1 名は遅れて到着）

【事務局あいさつ】

地域連携部水資源・地域プロジェクト課長の田中でございます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件は、前回の第 5 3 回審議会に引き続きまして、三重県国土利用計画及び土地利用基本計画の変更案件でございます。三重県の国土利用計画ですが、現在の計画が平成 20 年から平成 29 年の計画ということになっておりまして、国土利用計画の更新を計画しているところですが、前回の昨年 11 月 2 日に開催しました第 5 3 回審議会においては、二つの計画に重複部分が多いこともあり、任意計画である三重県国土利用計画を三重県土地利用基本計画に統合するご提案をさせていただき、両計画を統合することでご承認いただきました。

また、土地利用基本計画の骨子案を示させていただきまして、いくつかのご意見をいただきました。その意見を踏まえまして、事務局において、土地利用基本計画の原案を作成いたしました。

この原案は、本日もご出席しております県庁各課の当審議会幹事の皆様、県内市町等へ照会させていただきまして、そのご意見を踏まえて作成した原案でございます。原案につきましては、事前に送付させていただいていると思いますが、本日は、この原案について、ご審議いただきたいと思っております。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

（配付資料の確認、審議事項の説明）

2 審議会の運営

【浅野会長】

改めまして、第 5 4 回三重県国土利用計画審議会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、三重県の国土利用計画につきまして、各委員の皆様から専門的な視点から色々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。前回いただいた意見、それに対する回答は事務局から後ほど解説していただきますが、この計画の基本的な位置付けなどをより明確に分かりやすく、見たときに県民の方がこの計画の位置付けなどが分かりやすくするように改良したらどうかという意見をたくさんいただいたことを記憶しております。

(出席委員の確認)

事務局から委員12名全員の出席を報告した。

(委員の紹介)

(議事録署名人の指名)

議事録署名人として池田委員、鵜飼委員が指名された。

(審議会の公開、傍聴人の有無)

審議会の公開が決定された。

事務局から傍聴人がいないことを報告した。

3 議事

第1号議案「三重県土地利用基本計画の変更について(原案)【計画書】」

(審議内容の説明)

事務局から配付資料に基づき、審議内容を説明した。

【浅野会長】

ありがとうございました。

只今、参考資料1で原案をつくるにあたって、前回の審議会に諮ったところ、皆様の意見に対して、事務局からどのように回答して、対応したかについて説明していただきました。

それでは、意見を出された委員の方はよく覚えていらっしゃると思いますので、出された意見の対応について、質問や追加の意見などがありましたら、ご発言いただきたいと思います。

【新海委員】

2点修正をお願いしたいのですが、No.13の「サミットのレガシー」の部分の言葉の使い方ですが、対応表記のところで「全国、また全世界から人々が訪れ」と書いてありますが、「全世界」ではなく、「世界各地から」もしくは「世界から」という表現にしていきたいと思います。

もう1点は、No.20の「人材育成」の項目ですが、「持続的に暮らしていくか考える人材を育てる必要がある。」とありますが、「行動する」という視点が抜けているので、反映の項目には「鋭意工夫検討する人材の育成が重要になる。」とありま

すが、鋭意工夫検討し、その後に「実行する・行動する」といった自分が動くという内容を入れていただきたいと思います。

【浅野会長】

ありがとうございました。事務局からいかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございました。

まず、全世界というのがやや大げさであるということで、世界各地からという言葉に変えさせていただきたいと思います。

それからNo.20に考えて行動するということも入れていくべきであるということで、ご意見いただきましたけれど、「検討し、行動する」という文言に変えていきたいと思います。

【浅野会長】

ありがとうございました。他の委員から発言いかがですか。

私からですが、参考資料1のNo.5の白鳥委員とNo.6の新海委員の個別法で出された意見と私も個別法の進行管理について意見を出させていただきましたが、参考資料1の5頁と6頁に関連計画との関連と個別法との関係、その中で土地利用基本計画がどのように位置付けられているのか、前回こういった質問がたくさん出たと思っていますが、こういった図がなかったので、つくっていただきました。それから6頁が県と市町の計画を分かりやすく表にしてくれないかと複数の委員の方からこういった図も入れたらどうかという、ご意見で5頁と6頁の図をつくっていただいたので、今度つくる新しい計画の素案にもこの図を参考図として最後に入れてみればいかかでしょうか。

【事務局】

今までの計画には、このような図が入っておりませんでしたので、会長からのご意見でこのような図を入れていったほうが分かりやすいのではないかとということで、参考資料に入れていくことで考えていきたいと思います。

【浅野会長】

ありがとうございました。

新しい計画でこのような図を入れていただくと、前回、複数の委員の方から出た意見が出ずに理解がしやすくなるのではないかと思いますので、ここで検討していただけたらと思います。

他の委員の方からいかかでしょうか。

特にご意見やご質問が無いようですので、第1号議案については以上にさせていただきますようお願いいたします。

本日、修正意見についての説明をしていただきましたので、本日の意見を踏まえて、事務局において、引き続き案を作成するという事で原案から案を改良して、作成していただくということで事務局の方でよろしくお願いいたします。

事務局から本日の内容を踏まえて、国との事前協議を行うということについて、補足の説明をしていただいております。

【事務局】

本日いただきましたご意見を踏まえまして、案を作成していくこととなります。その後、国土交通省に事前の協議を行ってまいります。それと共に本日ご出席いただいております幹事の県庁内各課へご照会させていただくのと市町、国へ再度ご意見をいただいております。

スケジュールについては、最後にご説明させていただくことになっておりますので、そこで詳しくご説明させていただきます。

【浅野会長】

ありがとうございました。

続きまして、第2号議案に入っていきたいと思います。

第2号議案「三重県土地利用基本計画の変更について（案）【計画図】」

（審議内容の説明）

事務局から配付資料に基づき、審議内容を説明した。

【浅野会長】

ありがとうございました。

只今の第2号議案について委員の方からご質問などがあれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【菅尾委員】

この縮小案について反対するわけではありませんが、順序としてはもっと早くこの農振地域をはずすべきではなかったのでしょうか。

できてしまってから地域を縮小しようというのは、後追いの法律であって、ここで反対して元に戻るわけではないのに何のために審議するのか。

【事務局】

五地域については個別法の変更に合わせておりますので、確かにご審議というよりは、ご承認をいただく要素が強いものになってしまうのですけれども。

【菅尾委員】

ここで変更案に時間を割いて会議して、意見言わせていただきました。具体的な文章的には改善になったと思うけど、具体的に各市町との事前調整というのをしっかりして提示してもらわないと他の市町に変更案がもっとあると思うので、各市町が敏感に感じてないのではないかな。

個別法で出てきた案件は、個別法でOK出して、それから国土利用計画法で計画図を変更しました。いつもこのような感じな気がして、意見を出していることを具体的にもっと市町に反映させていかないとやってる理由がないと思います。

【浅野会長】

ありがとうございました。事務局から補足のコメントありますか。

【事務局】

菅尾委員がおっしゃたように全国的に後追いで五地域を変更するケースが多くなっていますので、それであれば審議している意味がないのではないかなというご指摘等も確かでありまして、個別法の五地域と土地利用基本計画を修正していくタイミングが難しい部分がありますので、どのように改善していくか、今後検討していきたいと思っています。現実としてはそういう運用になっているところでございます。

【菅尾委員】

この内容を市町で検討しているのかというのがありまして、結局は各市町が決定することなので、委員さんがこの前も言ったことは、三重県全体に反映することもありますが、ほとんどは自分たちの住んでいる地域とか、関係している地域のご事情が事例になって言ってると思うのですよ。それをここで聞いて文章にしても、各市町がそれで動かなければ、何も変わらないし、こんな議論してる必要もないと私は思うんですよ。

もっと県の方から市町に対して考えさせるとか、市町から始まることなので、活発的に議論して、本当に議論してるのかというのがありまして、その辺のところまで追求してやってもらわないと、ここで我々がやってる意味がないような気がして仕方ないんです。

【事務局】

今回の案件については、県の都市政策課が四日市市から工場を拡張するにあたって、農振地域を縮小するという事で都市計画区域の市街化調整区域から市街化区域へ変更する協議を事前に受けていたわけですが、それから農振地域の縮小と土地利用基本計画の計画図の変更を同時期にやっていきたいという事前の協議を2月ぐらいに受けていたのですが、それで今回、このような形でご提示させていただいて、同時期に変えるということで協議いただいているところであります。

【事務局】

すいません、少し補足説明させていただきますと土地利用基本計画は、手続きがありまして、各市町に意見照会させていただいておりますし、幹事として参加させていただいております県庁内の各課、個別法の進捗とか管理している部局にも照会させていただいて、意見を色々いただいております、それを反映したものが本日の原案でございますので、各個別法の中では、これを踏まえて、各個別法の管理をしていただく中で市町との土地利用の考え方は整合が図られている仕組みになっているようにさせていただいております。

【菅尾委員】

写真まで付けて、ここまで出来てますという話の中で、なぜここで審議しないといけないのですか。反対したらどうなるのって話です。それであれば、報告でいいのではないですか。

【事務局】

第2号議案については、おっしゃるとおりです。

【新海委員】

協議が必要な事項については、プロセスの説明と共有が重要です。市町と調整を図る、地域住民の理解を得る、というプロセスは必須であり、そのプロセスの状況を説明、共有いただきたいです。そのうえで計画にどう反映するかを協議することが重要だと考えます。透明性が重要であり、プロセスを明らかにすることによって理解が得やすくなると思います。

【事務局】

今回の案件は、土地利用基本計画では、こういう状態でお諮りして申し訳ございませんが、各個別法での段階では、きちんと許可などの手続きしたうえで着手しているはずでございますので、個別法の手続きをしている中で国土利用計画法におき

まして、審議するまでの時間がかかりすぎているということだと思しますので、今後検討していきたいと思います。

【本部委員】

追加でご意見させていただいてもよろしいですか。

今回参加させていただいて、そもそも資料をいただいた段階で疑問に思ったことでございます。要は個別法や市町村からのボトムアップの部分と国から降りてきた大きな計画、上位計画と呼ばれるものとそこらの調整を図るための位置付けというのが本会議の役目なのかなという認識はしております。

先ほどから申し上げられてますが、現場の動きが一番早いので、ここの農振地域の縮小が今ごろ議論されていて、はずれるの、と愕然として聞いておりました。もう何年も前から作業が始まっていますよね。これが許可なく始まっているというふうにも理解できるわけです。ただ、上位計画とのすり合わせの部分での整合性で会議が半年に一度しかなくて、他のものとの合わせ技で今回整合をとりますということで、審議事項にはなっておりますけど、後追いの議論をしないでくださいというような審議事項になっているということがそもそもおかしいのだらうと思えます。世の中の筋論から言えば、ごもっともなお話だと思います。こういった世の中の動きがあることも理解しております。

今回、触れませんでしたけど、市街化調整区域における開発許可制度というのがございまして、そちらに携わっていますが、ここの中では基本的にしたらいけないのに個別には対応しているのが現状でございますよね。それって何時になったら改善されるんですか。誰が音頭をとるのですか。国ですか。県ですか。それとも突き上げていく市町村の声の大きさですか。

それと私の専門は、元々交通畑で、土木出身なので都市計画も専門にさせていただいてる経緯で携わっていますが、道路自体も正確に言うと土地利用なんですね。どっちが先かと道路がなかったら都市はできないので、本来であれば、もっと重要な位置付けで道路を整備し直していく、そこの部分が何も反映されていませんよね。これで本当に土地利用なのか。私、個人的には思っている次第ではございます。前回ご意見を申し上げる立場がなかったのも、その辺の部分が反映されていないのかなと苦々しく思っているところでございます。

やはりそこは考えてもらわないと、菅尾委員もおっしゃっていましたが、事後報告を審議事項というのはやめていただきたいと思えます。

【事務局】

開発の案件につきましては、個別法の中で手続きされていまして、調整区域を開発するにあたりましては、個別法に従って、なぜ開発が必要なのかという説明があって、議論された上で広がっていくと解釈しております。

土地利用基本計画自体は土地利用を具体的に規制をしているわけではなくて、考え方のようなところを示させていただいて、これに基づいて各個別法が土地利用の規制なり、誘導をしていく中で具体的な案件を処理していったら、報告が上がってきて、土地利用基本計画図に集約されるということになります。

確かに事後であれば、報告だろうという部分もあると思うんですけども、法律に基づくことでもございますので、なるべく適切な処理になるようにしていきたいと思っております。

【本部委員】

わかりました。

もう1点だけ、今回の位置付けから言うと、トップダウン的な方向で各委員のメンバーから出たものについて文章を直したものが書かれておりますが、さきほどから何度も出ております市町村、各関係部署、個別法との整合性を合わせるためにここをこうしましたっていう部分については、ここには反映されていませんよね。

本来でしたらボトムアップというのを考えると市町村、各個別法に関わる部分で、こういった部分があるので、委員の皆様から意見がありました。ここはこういう部分で留めていましてとか、要はトップダウンとボトムアップの部分のクッション役がここなので、こういうかたちで今回は収めさせていただいておりますという説明が本来あるべき姿なのかなと理解しているのですが、そういった意味では、各市町・各関係部署さんからのご意見・ご指摘を箇条書きで書いていただいで、ここはこういうところで意見が出ましたので、個別法との整合性を図るためにこういう表現に留めていましてという表記が本来あるべきかなと思います。今後の検討として考えてもらえればと思います。

【事務局】

今回、県庁内各課及び市町からのご意見がありまして、かなり意見をいただいたところに対して、意見が反映されていない部分については、説明させていただきました。

次の案については、各市町、国等から意見が出てきますので、それを示させていただいて、原案が案に変わりましたとご説明させていただきたいと思っております。

【本部委員】

そのプロセスが先に来ないから委員の皆様から市町との関係とかどうなっているのかというのを参考資料1の5頁、6頁を付けてくださいというお話が出たのは、そこが抜けているからですよ。

【事務局】

前回骨子案を示させていただいて、土地利用基本計画がどのように運用されているか、わからなかったということで、ご意見をいただいております。

【浅野会長】

色々のご意見ありがとうございます。

この案件ですけど、事務局から冒頭、説明していただいたとおり、本来は審議会の運営規定で会長専決事項になっているんですね。事務的な確認なので、審議事項に挙げていないんですけど、今回、冒頭に事務局から説明があつて、文章で書いてなかったのでも聞き逃したかもしれないのですが、三重県の土地利用基本計画の改定を同時にやっているのでも、計画図面が同時に変更されタイミングが重なったのでも、会長の専決事項にはせずに内容を確認していただいていたということになったと思います。

いただいたご意見はよくわかりましたので、前回たくさん議論したとおり、国土利用計画法の位置付けそのもので本来は先導役を期待として、ここで審議されたものが下の計画に残されていくべきものなものですけど、国土利用計画法ができたときにすでに建設省や農林水産省があつて、それぞれが個別法を運用している状態で国土利用計画法ができたものですから、当時としても調整役として位置付けられていたということが、国土利用計画法の特徴でも課題でもあり、永久に続く課題でもあろうかと思えます。

いただいた意見はもっともで見方を変えたら先導役になってほしいということでそういった意見も出ますが、現状では今お話したとおり、調整役としての位置付けがありますので、関係する機関で調整されて計画が変更されたら、この審議会で確認しないといけないのは、その通りに計画図を変更しないといけないことですので、その変更のプロセスをみなさんに見てもらわないといけないということだと思います。

この審議会の運営にあたって、三重県土地利用基本計画図の変更につきましては、会長の専決に充てるとのことなので、私の方で事務的に確認させていただくということで何も問題がなければ、計画図は関連法において調整されているので、事後的に確認しますが、今後も計画が改定されるような時期に重なったときには委員の方に見ていただいたほうが良いかなと個人的に思いますが、今日その説明をはつ

きりしないと分からないというご意見たくさんいただきましたので、それを踏まえて、これからの審議会の運営を進めていきたいと思えます。

参考意見ですが、三重県の土地利用基本計画図はすごく良い図だと思うのですね。県の都市計画審議会や市町の審議会が色々ありますが、5つの土地利用が表現されている図面で議論した方が良いでしょう。都市計画審議会ですと都市計画区域でしか表現されていない図面でやるものですから、今回たまたま農振地域と重複しているところの問題がありましたけれど、普段重複している図面を個別の審議会は見てないので、重複の問題は中々気づきにくいというのがあろうかと思えます。三重県では、法律に基づいて土地利用を重複しているところをつくっているのです、個別の審議会で審議する際にも、このような図を使用することが標準的になってくると良いと思えます。

菅尾委員からもご意見いただきましたけれど、問題になるのは重複していることですよね。重複していないところは、はっきりしていますから都市計画区域しかかかっていないところは、都市計画審議会ではっきり議論していただければ良いと思えますが、重複している地域、その土地利用の中心的部分から少しはずれている他の土地利用と重複しているようなところは、どう調整するのかという問題が常につきまといまいますので、委員の皆様からのご意見を踏まえながら、事務局の方としても問題がないように早めに調整していただいて、的確に三重県の土地利用基本計画図を修正していくように対応していただけたらと思えます。

【木村委員】

意見ではなくて、分からない部分がありますので、参考に教えていただきたいのですが、農業振興地域をはずしてということの説明をいただいて、黄色で塗ったところがはずれますよ、とお話だったので、何かははずれるというのが理解できてなくて、1頁の別紙様式変更内容説明書というところにある県土全体の面積は変わらない中で五地域と言われる都市地域とか農業地域とかがあって、そういう中の農業振興地域をはずしたいということなので、15ha減るといのは分かったのですが、黄色で塗ったところは、この後どうなるのかというのがわからなくて、さっきの話ですと市街化調整区域に入っていくことになるのでしょうか。

【事務局】

この部分については、都市地域でもあり、農業地域でもあるので、農業地域としては減りますが、従前から都市地域ということですので、そのまま都市地域ということになります。

【木村委員】

分かりました。ありがとうございました。

【新海委員】

都市地域は増えないのですか。

【事務局】

元々都市地域にかかっておりまして、都市地域と農業地域が重複していたということです。

【新海委員】

県民に分かりやすい計画にするためにも、もう少し説明を加えたほうがよいのではないのでしょうか。理解を得ることが重要です。「農地が減った」とだけ説明を受けても、誤解を生みやすい。専門家の人に書き加えていただくことが良いと思います。

【事務局】

第1号議案の第3章の重複している部分が分からないということでしょうか。

【新海委員】

分かりづらいので、説明してもらえないのでしょうか。

【事務局】

今回、都市地域と農業地域が重複しているということで、農業地域が減るのですが、都市地域が残っているということです。

【新海委員】

県民に分かりやすい表現をしていただければよいと思います。理解を得ることが大切であり、現状のままであるとどこを見れば分かるのかが分かりづらいように感じます。

【事務局】

20頁の「5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」というのがありまして、都市地域と農業地域が重複しているところがあるのですが、①と書かれているところがあるかと思いますが、①については、「土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。」ということでこの部分になりまして、ここが都市地域の左側の欄に変わるので、そこ

は×が打ってあるということで、農業地域のその他と都市地域の市街化区域及び用途地域の重なるところが×になっておりますので、法律上、重複がないということになりますので、農業地域からはずすということで、今回の案件があったということになります。

中身については、分かりやすく説明するように考えていきます。

【池田委員】

各課の課長さんがいらっしゃるので、お聞きしたいのですが、来るべき2022年に生産緑地法が改正になって、農地の規制が弱まるということで原案の2頁に生活環境が悪化しないようにと書いてありますが、駅前の一等地の農地が生産緑地として解除されてしまうと、そういうことになると環境悪化するような施設が建つのではないかという恐れが生じます。そのような建築物等をどうしたら止められるのか、どの課が所管されているのか、教えていただきたいと思います。

それともう一つ、以前から新聞で出ています所有者不明土地、空き地・空き家の問題も大きく出ていますけど、5頁の意見23、地籍調査事業は三重県が非常に遅れている、意見10というところでも土地利用における課題、利用目的が定かでない更地や遊休化した跡地の利用、これらのことに三重県は先立って対策を考えていらっしゃるのか、具体的にどう解決していったらいいのか、この会議の趣旨に沿わないかもしれないが、教えていただければと思います。

【浅野会長】

今、この場で分かる範囲内でお答えいただいて、分からないところは担当課から後で池田委員に回答してもらおうというかたちでよろしいでしょうか。

【事務局】

市街化区域の中の農地を緑地と考えますと、都市計画上の問題ですので、都市政策課の担当になるかと思えます。

それから地籍調査が遅れているということで私たちの課が担当しているんですけども、色々ご指導もいただく中で地籍調査が遅れていて、どうするのかということですが、非常にお金もかかることですので、数字を上げるのは難しいのですが、本当に必要なところからやっていきなさいというご指導をいただいて、優先度を付けてやっていくようにということで考えております。

所有者不明の土地なのですが、今、問題になっていますが、所有者不明土地をどう活用していくのかという部分があります。公共事業であれば、土地収用法の手続きを簡素化することや公共事業ではないが、公共的な使い方ができないかということで色々な手続きを踏んでできないのかという国の方で議論していただいております。

す。それと地籍調査の部分につきましては、所有者の情報を集めるのに簡潔に入手できる方法がとれないかということ为国の方で制度的な議論をしていただいている状況でございます。

遊休土地については、どう活用していくのか、所有権の問題もありますので、土地利用を考える中で非常に難しい問題だと思います。

【浅野会長】

ありがとうございました。

それでは、第2号議案の審議につきましては以上にさせていただければと思います。

4 その他

【事務局】

その他についてですが、本日のご審議でご不明な点等について説明の補足をさせていただきたいと思いますが、何かご質問等ございますでしょうか。

【白鳥委員】

パブリックコメントをとられるわけですね。1つお願いがあるのですが、旧と新の土地利用基本計画を読み比べると旧の計画には用語の解説集が入っていますが、新しいものには、そういうものを付けられるのでしょうか。

【事務局】

他の県でも用語集は付けているところが多いので、用語集については、入れていくことで考えていきたいと思います。

【白鳥委員】

今回は旧の計画に比べるとカタカナ語が非常に多くなってしまっていて、業界仲間だけで理解できている言葉がいっぱいありますよね。グリーンインフラなんて言葉や国交省の文章を見ても何がなんだか内容が分かりませんよね。その他諸々業界の人だけが承知している言葉が多いものですから、最初に会長さんが言われたように本当に県民一人ひとりの皆様に理解いただいて、了解をいただくには、その辺を細かく配慮していただきたいと思います。

【事務局】

わかりました。

用語集については、末尾に記載していくことで考えていきたいと思います。

【浅野会長】

ご意見ありがとうございます。

事務局で検討よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議会の議題につきましては全て終了いたしましたので、事務局に進行をお返ししますので、よろしく申し上げます。

5 今後のスケジュール

事務局より土地利用基本計画更新スケジュール（案）に基づき、今後のスケジュールについて説明

6 閉会

【事務局】

長い間、ご審議ありがとうございました。これをもちまして、第54回三重県国土利用計画審議会を閉会させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。